

A8 社会保険医療、公益負担医療、自動車損害賠償法、労働者災害補償保険法に基づく医療などが非課税となります。また、差額ベッド代、健康診断、文書の作成料などは課税となります。

消費税の課税・非課税・不課税の区分をまとめると以下のようになります。

	取 引
課税	<ul style="list-style-type: none"> ○差額ベッド代 ○歯科材料差額 ○病床が200床以上の病院での初診（紹介なしの患者の初診料） ○予約診察 ○時間外診療 ○特別の病室の提供 ○自己選択部分を含む給食の提供 ○入院時食事療養における特別メニューの提供料 ○予防接種 ○人間ドッグ ○老人保健事業及び母子保健事業の健康診査等 ○人工妊娠中絶（健康保険適用外のもの） ○健康診断（健康診断書作成料を含む） ○広義の医療保険業（健康教育、健康相談） ○美容整形・歯科自由診療（メタルボンド、金属床総義歯等） ○保険対象外の鍼灸治療 ○医師の処方箋に基づかない医薬品または医療用具等の販売 ○職員や外来患者の給食費収入 ○診療所内売店の販売収入 ○自動販売機や公衆電話の手数料収入 ○病院内保育所の経営委託料 ○一定の駐車場の貸付け
非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険医療（療養の給付（現物給付）） ○特定療養費 ○高度先進医療 ○公費負担医療（乳幼児、障害者） ○自賠責（任意保険、実費を含む） ○労災、公害 ○助産に係る資産の譲渡等（妊娠検査、分娩のための入院・介助など） ○柔道整復師、鍼灸師、マッサージ師の行う施術（療養費の支給に係るもの） ○介護保険サービス
不課税	<ul style="list-style-type: none"> ○保険金 ○配当金 ○還付加算金